

二戸地区広域行政事務組合広報

こういき

Ninohe Kouiki 2018

vol.23

CONTENTS

- page 02 介護保険制度が一部改正されました
- page 04 「消防ポンプ付大型水槽車」が新たに配備されました
- page 05 「心電図伝送システム」で、心筋梗塞のスムーズな診断・治療が可能に
- page 06 二戸地区広域行政事務組合の予算・決算
- page 08 消防本部からのお知らせ

介護保険制度が一部改正されました

介護保険制度は、3年ごとに改正が行われます。今回の改正では、「高齢者が住み慣れた地域で生活するためのサービスの充実(地域包括ケアシステムの構築)」と「制度を維持していくための費用負担の公平化」などが図られます。2018年度の主な改正点は以下のとおりです。ご自身や家族が該当するかどうか、また該当する場合の変更点などをご確認ください。

2018年
8月～

特に所得の高い方の自己負担割合が3割に変更されます

介護保険サービスを利用する際は、原則として利用料の1割を支払います。

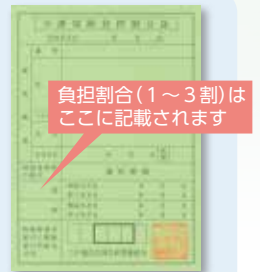
2018年8月からは、これまで自己負担割合が2割だった方のうち、特に所得の高い方の負担割合が3割に変更になります。

1人世帯の年金収入別の負担割合の目安

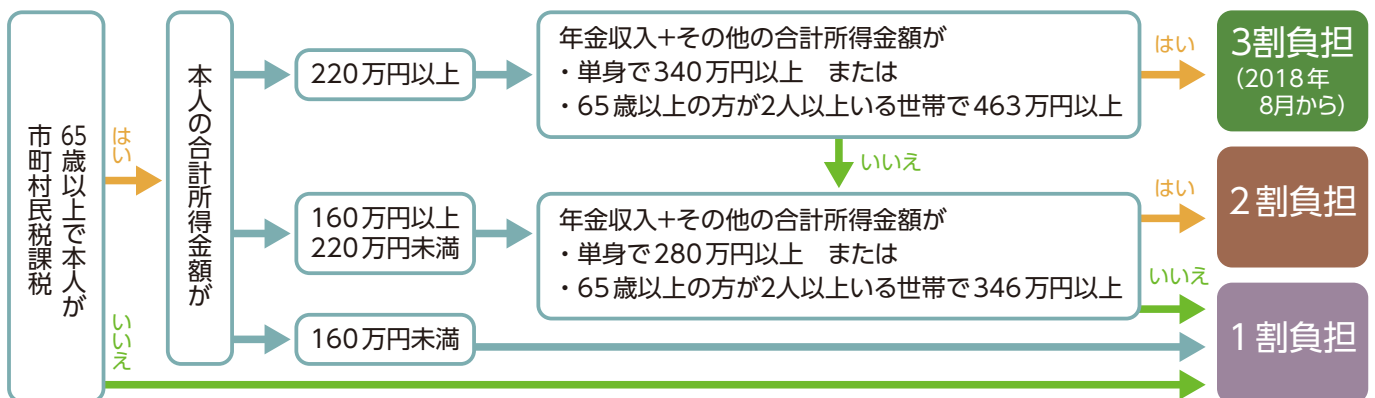
所得区分 (1人世帯の場合)	2018年 7月まで	2018年 8月から
年金収入340万円以上	2割負担	3割負担
年金収入280万円以上	2割負担	
年金収入280万円未満	1割負担	

負担割合証

負担割合は「負担割合証」に記載されます。負担割合証は、要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に、7月までに交付されます。
※有効期限：1年間(8月1日～翌年7月31日)



自己負担割合の判定基準



※40～64歳の方は1割負担です

65歳以上の方の介護保険料(平成27年4月改定より変更はありません)

所得段階		対象となる方	保険料	
			年 額	負担割合
世帯非課税	1	生活保護・老齢福祉年金受給者 前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計(公的年金所得を除く)が80万円以下の方	32,700	0.45
	2	前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計(公的年金所得を除く)が80万円を超え120万円以下の方	50,900	0.70
	3	前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計(公的年金所得を除く)が120万円を超える方	54,600	0.75
世帯課税	本人非課税	4 前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計(公的年金所得を除く)が80万円以下の方	69,100	0.95
		5 前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計(公的年金所得を除く)が80万円を超える方	72,800 (月額6,070)	1.00
	本人課税	6 前年の合計所得金額が120万円未満の方	87,400	1.20
		7 前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	91,000	1.25
		8 前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	109,200	1.50
		9 前年の合計所得金額が290万円以上の方	123,800	1.70

2018年
8月～

70歳以上の方の「高額医療・高額介護合算制度」の限度額の一部が変更されます

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えた場合、超えた分が払い戻されます(高額医療・高額介護合算制度)。今回の改正では、70歳以上で「現役並みの所得がある」方は、新たに3つの区分に分けられ限度額が変わります。



- 給付を受けるには、市町村への申請が必要です
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません
- 計算期間は、毎年8月1日～翌年7月31日までの12ヵ月間です

介護と医療の自己負担分合算後の限度額(年額) 70歳以上の方(後期高齢者医療制度の方も含む)

2018年7月まで

区 分	限度額
現役並み所得者(課税所得145万円以上の方)	67万円
一般(市町村民税課税世帯の方)	56万円
低所得者(市町村民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円

2018年8月から

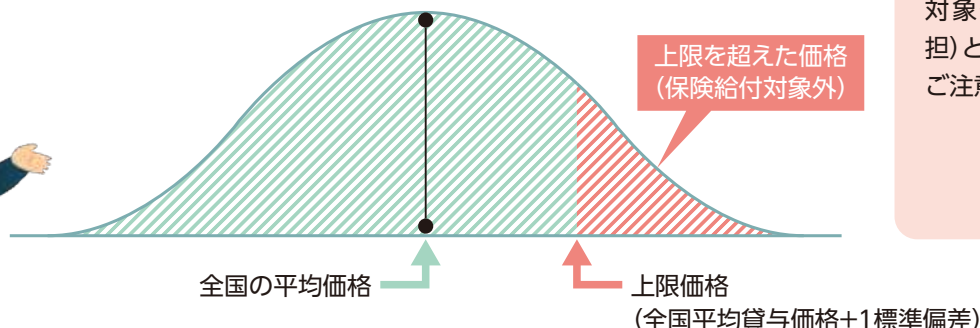
区 分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
380万円以上 690万円未満	141万円
145万円以上 380万円未満	67万円

2018年
4月～10月～

福祉用具の貸与価格を適正にするための制度変更が実施されます

要介護認定を受けた方は、月々の利用限度額の範囲内であれば、貸与(レンタル)価格の1～3割の自己負担で福祉用具を借りることができます。これまでその貸与価格は事業者が自由に設定していましたが、2018年10月からは、商品ごとに上限額が設定されます。今回の改正ではこのほかにも、福祉用具が適正な価格で利用できるように制度が変更になります。

貸与価格の上限価格設定イメージ



上限を超えた価格での貸与は、保険給付対象外(全額自己負担)となりますのでご注意ください。



《変更点》

- 商品ごとに貸与価格の全国平均を公表します。その平均価格をもとに貸与価格の上限額を設定します(2018年10月～)
- 福祉用具貸与の事業者には、下記の①②が義務付けられました。
 - ① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示すこと(2018年4月～)
 - ② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明すること(2018年10月～)

山火事や高速道路上での火災に威力

「消防ポンプ付大型水槽車」が 新たに配備されました



- 全長約9.5m、全幅約2.5m、全高約3.2m、ホイールベース約5.8m、車両総重量約22t
- 10t超級大型シャーシ、3人乗りシングルキャブ、直列6気筒ディーゼルトーボエンジン8866cc（最大出力380馬力）、6速オートマチック



中型車両(左)と今回配備された大型水槽車

平成30年3月より新たに、二戸消防本部に「消防ポンプ付大型水槽車」が配備されました。消防ポンプ付大型水槽車は10tの大型水槽を積載した消防ポンプ自動車で、付近に消火栓がないなどの水利状況の悪い火災等に使用します。

広域管内各署には5・5t級の中型車両をベースとした水槽付消防ポンプ自動車を配備し運用していますが、積載水量は2tで、放水可能時間は10～15分程と、主に初期消火を目的に使用されています。今回導入する大型水槽車では継続的消火が可能となる

水源確保の難しい火災の消火活動に期待

ことから、これまで水源の確保が難しかった山林火災や高速自動車道などでの車両火災における消火活動が、飛躍的に向上することが期待されています。なお、消防ポンプ付大型水槽車は、県内12消防本部のうち、8消防本部に配備されています。



治療開始までの時間が約半分に 「心電図伝送システム」で、心筋梗塞の スムーズな診断・治療が可能に

県立二戸病院 と連携

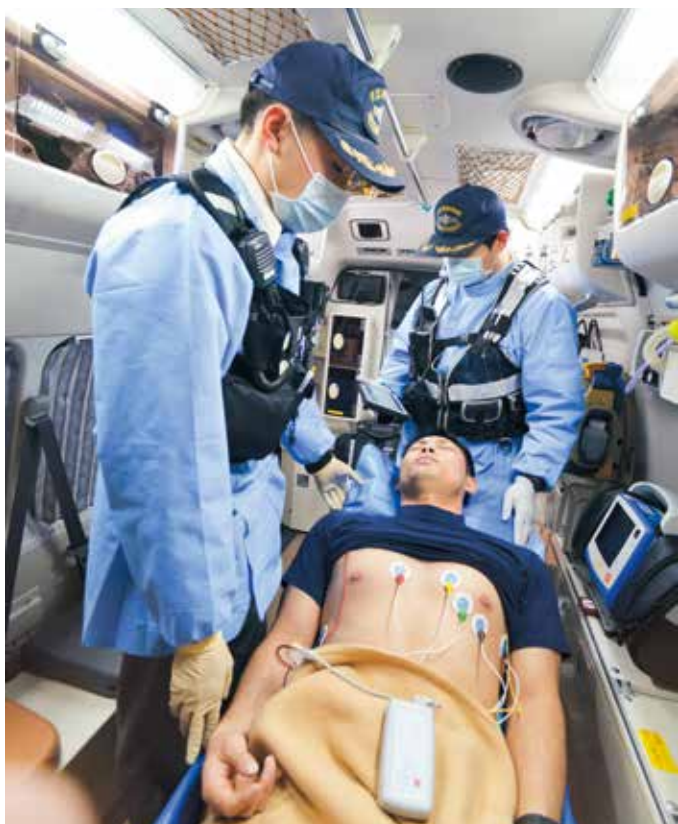
二戸消防本部では県立二戸病院と連携し、心筋梗塞が疑われる患者に対し、救急車から患者の心電図を病院にダイレクトに伝送する12誘導心電図伝送システムを平成27年8月1日に、岩手県内で最も早く導入しています。

心筋梗塞は、心臓の冠動脈の内側が次第に狭くなり、心臓への血流が失われることで引き起こされる病気です。治療の最大のポイントは早期の

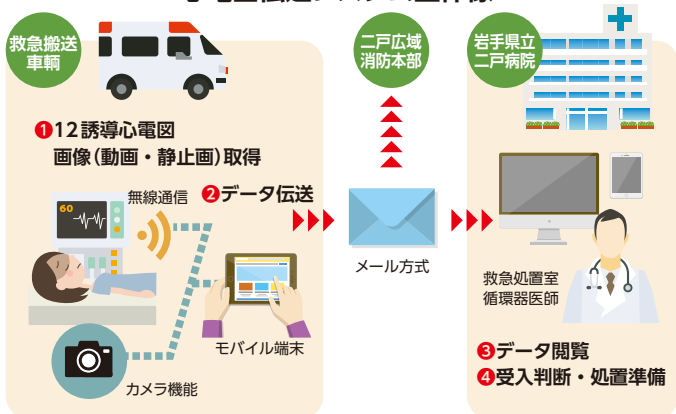
診断といち早い治療の開始だといわれていることから救急搬送に時間のかかる地域では、治療開始までの時間の長さが課題となっています。

早期の治療 開始が可能に

従来であれば病院到着後に診断を確定し、その後に治療が開始されましたが、「心電図伝送システム」では、現場から専門医に心電図データを直接伝送することで、病院到着前に診断を行い、到着後すぐに治療を始められるようになります。



心電図伝送システム全体像



ました。治療開始までの時間短縮は、救命率の向上、病状の回復に大きな効果をもたらしています。

高い有効性、効果 は全国へ広がる

心疾患の有効な治療法であるパーリン拡張術(PCI)施行までの時間は、システム導入前が158分、導入後は64分とほぼ半減。目標値である90分以内を達成しました。

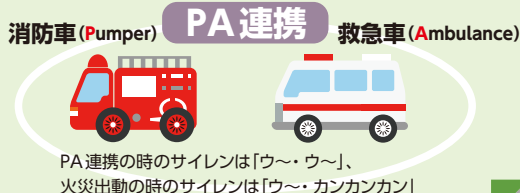
この12誘導心電図伝送システムは、全国への普及が拡大し始めています。

救急現場に消防隊も 出動します

「PA連携」とは、救急現場で消防隊と救急隊が連携して救急・救護活動等を行うことの総称です。二戸消防本部では、状況により自動体外式除細動器(AED)などの応急処置用資器材を搭載した消防車が救急隊とともに出動しています。

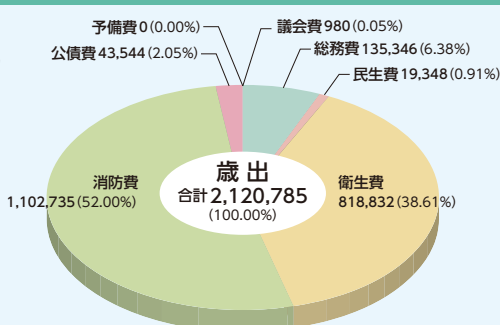
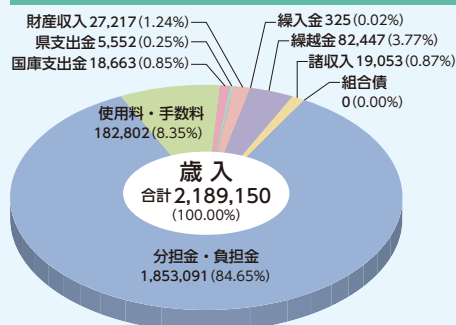
「救急車を呼んだのに消防車が来た」と驚かれることもあるかもしれませんが、一人でも多くの人命を救うことを目的に出動していますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ご存知ですか? 「PA 連携」



28年度決算

一般会計



- 議会費 議会関係の経費
- 総務費 事務局関係の経費
- 民生費 介護サービス利用者対策の経費
- 衛生費 し尿及びごみ処理の経費
- 消防費 消防及び救急業務の経費
- 公債費 組合債で借りたお金の返済費

歳出の性質別内訳

人件費	918,790	(43.32%)
物件費	759,817	(35.83%)
維持補修費	17,047	(0.80%)
扶助費	11,370	(0.54%)
補助費	100,267	(4.73%)
普通建設事業費	252,518	(11.91%)
災害復旧費	0	(0.00%)
公債費	43,544	(2.05%)
積立金	1	(0.00%)
繰出金	17,431	(0.82%)
合計	2,120,785	(100.00%)

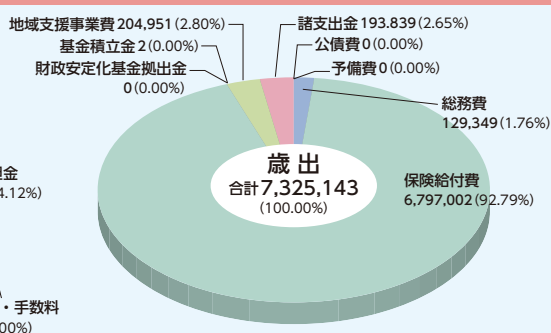
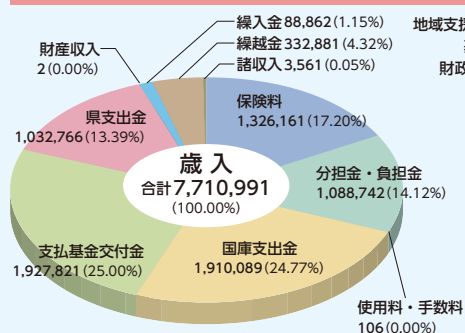
- 人件費 職員等の報酬・給料などの経費
- 物件費 業務運営のために通常かかる経費
- 維持補修費 施設設備の維持管理のための経費
- 扶助費 職員へ支給された児童手当
- 補助費 他団体への補助金・負担金や市町村への還付金
- 普通建設事業費 大規模な建設・改修工事費や高額な設備購入費など
- 災害復旧費 災害により被害を受けた設備補修費
- 公債費 組合債で借りた資金の返済費
- 積立金 基金への積立金
- 繰出金 特別会計へ支出する経費

市町村負担金

二戸市	915,847
一戸町	378,342
軽米町	298,663
九戸村	260,239
合計	1,853,091

金額(単位:千円)

介護保険特別会計



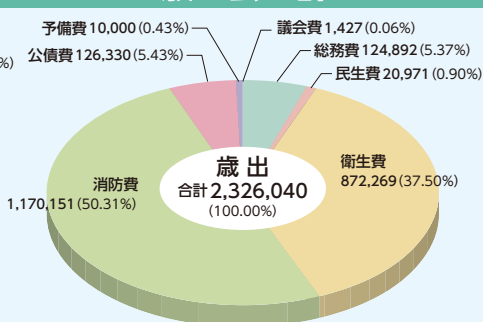
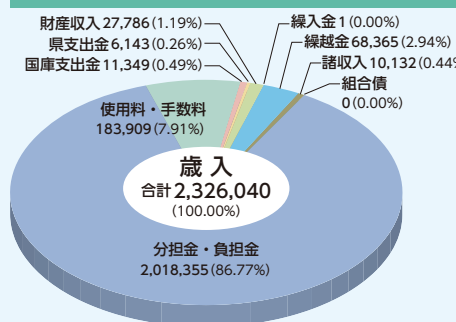
市町村負担金

二戸市	517,661
一戸町	279,203
軽米町	175,595
九戸村	116,283
合計	1,088,742

金額(単位:千円)

29年度補正後予算

一般会計

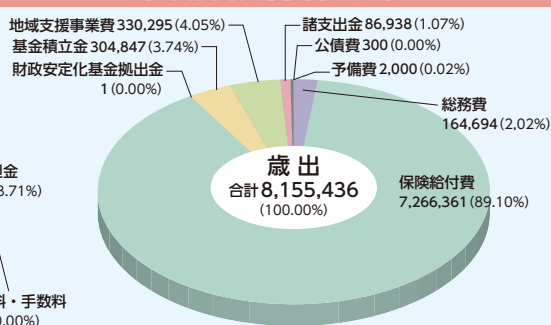
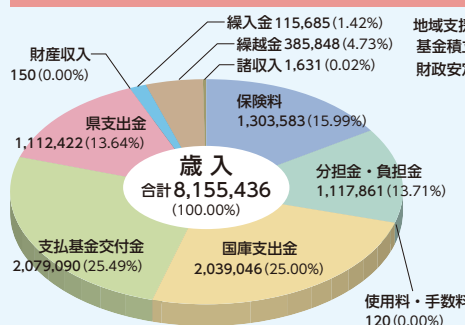


市町村負担金

二戸市	990,342
一戸町	426,133
軽米町	339,957
九戸村	261,923
合計	2,018,355

金額(単位:千円)

介護保険特別会計



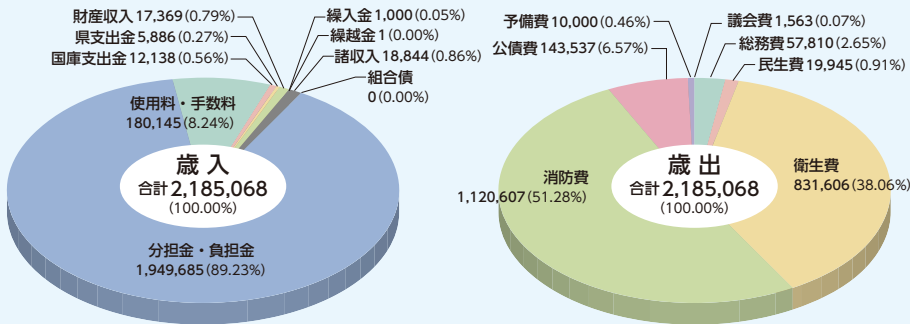
市町村負担金

二戸市	530,218
一戸町	286,689
軽米町	180,974
九戸村	119,980
合計	1,117,861

金額(単位:千円)

30年度当初予算

一般会計

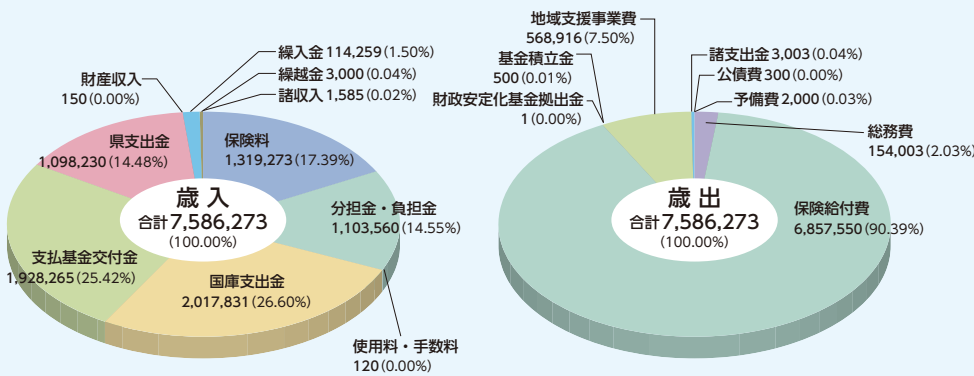


市町村負担金

二戸市	972,034
一戸町	407,016
軽米町	325,752
九戸村	244,883
合計	1,949,685

金額(単位: 千円)

介護保険特別会計



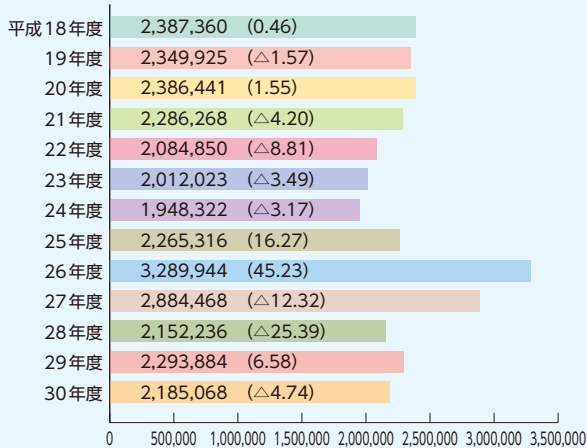
市町村負担金

二戸市	529,727
一戸町	277,285
軽米町	176,319
九戸村	120,229
合計	1,103,560

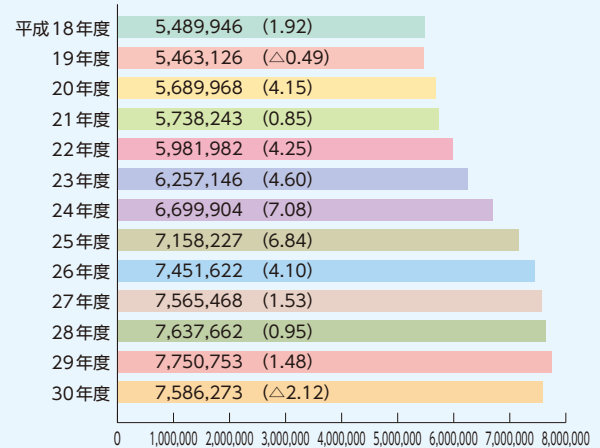
金額(単位: 千円)

当初予算の推移

一般会計 ()内は前年度比



介護保険特別会計 ()内は前年度比



人口と世帯数

(平成30年2月1日現在) ■広域の人口 55,647人(56,650人) ■広域の世帯数 23,568人(23,563世帯)

二戸市	一戸町	軽米町	九戸村
人口 27,525人 (27,993人)	人口 12,808人 (13,049人)	人口 9,403人 (9,553人)	人口 5,911人 (6,055人)
世帯数 11,855世帯 (11,871世帯)	世帯数 5,766世帯 (5,760世帯)	世帯数 3,780世帯 (3,761世帯)	世帯数 2,167世帯 (2,171世帯)

(※住民基本台帳法の改正により、数値には外国人住民の登録を含んでいます。)

()は前年同日現在

消防本部からのお知らせ

定期的に救命講習会を受講しましょう

二戸管内では、救急搬送された患者の救命率が向上するとともに、社会復帰件数も増加傾向にあります。その要因の一つとして、救急隊が現場に到着する前に、家族や現場に居合わせた人（バイスタンダー）が行った応急手当の実施率が高くなっていることが考えられます。

皆さんの応急手当が、救命率の向上の力を握っています。当管内では、毎月1回公募型救命講習を開催しています。ぜひ受講してみましょう。

救命講習に関する相談・お問い合わせは、二戸消防署または各分署までお願いいたします。

過去3年間の二戸管内における社会復帰事案 及びバイスタンダー応急手当実施件数

年	救急件数 (年間)	バイスタンダー 応急手当 実施件数	応急手当 実施率	1ヶ月後 生存件数	救命講習会 年間受講者数
2015	2,520件	173件	6.8%	5名	3,005名
2016	2,536件	196件	7.7%	8名	2,872名
2017	2,622件	216件	8.2%	5名	2,860名

住宅用火災警報器、電池切れになっていませんか？

平成18年度より設置が義務化された住宅用火災警報器。警報器の電池の寿命は、メーカーや機種によっても異なりますが、おおむね10年程度といわれています。電池のチェックはもちろん、ほこりなどが付着すると火災を感知しにくくなるため、定期的な作動点検やお手入れを行うようにしましょう。



ボタンを押す、あるいはひもを引いて、警報音がきちんと鳴るかどうか確認しましょう



火災予防運動 ポスターコンクール 入賞者紹介

毎年冬に開催されている「火災予防運動ポスターコンクール」の入賞者が決まりました。このコンクールは防火意識の普及を目的とし、二戸広域管内の小学校から作品を募集しています。特選作品は、平成30年の火災予防運動ポスターとして使われます。

特選 軽米町立軽米小学校4年 波柴 智也さん

入選

九戸村立長興寺小学校5年 中村 蓮さん
軽米町立軽米小学校4年 内澤 璃々さん
軽米町立軽米小学校4年 玉田 陵悟さん

佳作

軽米町立軽米小学校4年 葛西 瑞希さん
二戸市立二戸西小学校4年 中村 仁美さん
二戸市立二戸西小学校4年 田中 詔 和玖さん
軽米町立軽米小学校4年 野辺地 楓香さん
九戸村立伊保内小学校6年 澤向 梨乃さん

火災・救急は

携帯電話からも**119**です

救急隊等が到着する前に、消防から119番通報された方へ確認の電話をすることがあります。

見覚えが無い電話番号かもしれませんが、出てもらえれば助かります。



災害テレホンサービス
0195-27-3119

火災が発生した場合は、こちらの電話で情報提供しております。ご利用ください。

し尿処理収集 委託業者

収 集 地 区

- (有) 県北衛生社 ☎0195-23-3091 二戸市(旧福岡町)
- (有) 一戸衛生社 ☎0195-32-2560 二戸市(旧金田一村、旧浄法寺町)、一戸町
- (有) 軽米清運 ☎0195-46-2450 軽米町、九戸村(江刺家地区)
- (有) 軽米清掃社 ☎0195-46-4182 軽米町、九戸村(江刺家地区)
- 九戸衛生社 ☎0195-42-2091 九戸村(江刺家地区除く)

※お盆前と年末には、依頼が集中します。余裕をもってご依頼ください。※便槽の周りにものを置かない、冬季間は除雪するなどのご協力をお願いします。



二戸地区広域行政事務組合

〒028-6102 岩手県二戸市下斗米字細越 20-1
TEL 0195-23-7772 FAX 0195-23-7984

<http://www.cassiopeia.or.jp>

